

○ 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第十四条の三 法第四条第三項（法第二百七十二條の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十四条の七を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第十四条の五 法第十六条第二項第四号（法第五十七條第四項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第十四条の三 法第四条第三項（法第二百七十二條の二第三項において準用する場合を含む。）及び第七十六條に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第十四条の五 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>

2 「略」

(保険業法施行令に係る電磁的方法)

第十四条の十 令第四条の五第一項又は第四条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの
イ 「略」
ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項

(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 「同上」

(保険業法施行令に係る電磁的方法)

第十四条の十 「同上」

- 一 「同上」
イ 「同上」
ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十二条の十三の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 〔略〕
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十六条第二項(同法第二十七条第二項及び同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(次条、第五十二条の二十一第一項及び第五十二条の二十四において「電磁的方法」という。)とする。

- 一 〔略〕
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十二条の十三の七の三 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第五十二条の十七 〔同上〕

- 一 〔同上〕
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条の五 法第百条の五第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(清算人が提出する電磁的記録)

第一百七条の二 法第百七十六条に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百二十七条の四 法第二百九十四条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(運用報告書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五十四条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(保険仲立人の氏名等の明示に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二百二十七条の四 〔同上〕

であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕4 略〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十
二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品

一 「同上」

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕4 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 「同上」

一 「同上」

- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2〕3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 「同上」

<p>取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二百四十条の二 法第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・4 略〕</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二百四十条の二 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・4 同上〕</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。